

「讀墨子」について

高橋 均

まえがき

墨子という書物が、いつどのような形で日本に伝えられ、讀まれたのか、ということを知ることは必ずしも容易なことではない。なぜかという点、それが、論・孟・老・莊などの書にくらべると、日本人の中で讀まれることがはるかに少なかったからである。そして、その少なかつたという事の一斑は、中國においても清末に至るまではあまり讀まれることがなかつた、ということを忠實に反映しているのである。こころみに、中國における墨子の注釋書を調べてみると、晉書隱逸傳所載の魯勝の墨辨注、ずつとくだつて、宋に樂臺の注（亡佚）が擧げられるだけで、本式にメスが入るのは、清朝中期の畢沅の經訓堂墨子の刊行までまたなければならぬ。

一方、日本ではどうであつたらうか。ほそほそなりとも讀まれていたはずだが、中で注目しなければならぬのが、寶曆七年（一七五七）秋山玉山によつて明の茅坤校の墨子六卷が、欄外に校記を付して刊行されたことであろう。その校記は注釋として、當を得たところも多く、しかもその刊行は畢沅の經訓堂墨子に比べて二十七年も早い。これは、墨子の研究で、日本が中國のあとを追つていたのではないことを示している。（玉山の寶曆刊墨子についてはのちにふれる）實はこのことは墨子にかぎらず、荀子の研究において、荻生徂徠の「讀荀子」についてもよく知られていることである。^{注一} ついで天保六年（一八三五）には、畢沅の經訓堂墨子が和刻された。畢沅がその書を公にしたのは乾隆四十八年（一七八三）のことであるから、約五十年にして日本で刊行されたわけである。このテキストは廣く通行し、これによつて、墨子が一躍天下

の人に知られることになつた。現在から見れば、いろいろと問題はあつたにしても、句讀、訓點をつけたことはやはり畫期的なことといつてよいだろう。このころから、墨子を講ずる人は多くなつたといわれる。「近世漢學者著述目錄大成」によると、墨子に關する著書は十數家を擧げることができる。^{注二}その數を、論・老に比すれば、まさに雲泥の差があるが、當時の事情を考えれば、必ずしも少ない數ではないだろう。ただ残念なことは、その著述の多くが寫本で傳わり、刻本までにはならなかつたことから、現在では容易に見ることはできなくなつてしまつた。唯一の例外は、戸崎允明（一七二九—一八〇六）の「墨子考」で、比較的流布しているという理由から、^{注三}「漢文大系」の墨子にとられていて、簡単に見るこ
とができる。

私は數年前、神田・山本書店で著者名を記さない「讀墨子」という小冊の寫本を手に入れたが、同名の本が教育大圖書館・林文庫にも收められていて、兩者の内容はともに墨子の異本の校勘と注釋を記したものである。兩本について検討する意義を認めたので、その紹介かたがた關連することについて以下述べてみたい。

注一 荻生徂徠讀荀子解題敘說・北田敷一著參照。

注二 秋山玉山（墨子全書六卷）、太田全齋（墨子考要四卷）、鈴木順亭（墨子附說二卷）、谷斗南（墨子全書注六卷）、戸崎淡園（墨子考二卷）、西村越溪（墨子講義）、八田龍溪（墨子解二卷）、萩原大麓（墨子考）、藤原處所（荀墨綱領）、蒲坂青莊（墨子呂覽臚補正）、諸葛琴臺（墨子箋三卷）、諸葛歸春（讀墨子二卷）、吉田篁墩（眞本墨子考十五卷）

注三 漢文大系、墨子例言による。

(一)

林文庫に收められる「讀墨子」（以下A本と略す）は、第一葉に「讀墨子」と記し、著者名はない。寫本で二冊に分かれ、全部で六十四葉、親士、修身、所染、法儀、七患、辭過、三辯、尙賢上・中・下、尙同上・中・下、兼愛上・中・下、非攻上・中の各篇、及び下篇の前半（若瑾以待…）までが含まれる。私の本（以下B本）は、同じく第一葉に「讀墨子」と記し、著者名はない。全一冊、寫本、二十一葉、末尾に「文政辛巳冬十一月」（一八二二）と書いてある。最初に耕柱篇

に關する一葉、つづいて明鬼下、非樂上、非命上・中・下、非儒下の各篇が含まれる。耕柱篇の一葉が最初にあるのは、本を綴じ直した時にでも、「讀墨子」と書いてあることから誤つて前におかれたのだろう。篇名でわかるとおり兩本を合せると、墨子の半ばを含むことができる。A本についていうと非攻下篇が途中で中斷され、B本には耕柱篇の一葉が残っているから、その他の部分も存在したことはほほ認めてよいだろうと思うが、現在までにその手懸かりはない。A本、B本は内容を重複せず、敘述の方法、内容などをあわせ考えると、もともと同一書であつたものが分かれて傳つたと見ることが可能のようである。そして、親士篇、耕柱篇にそれぞれ「讀墨子」と題していること、非儒篇末尾に「文政……」と記していることから、やや大膽な推測をすれば、「讀墨子」は、最初の七篇及び上・中・下に分かれる十篇、經及び經說の篇、耕柱以下と、全體を三分して構成されていたのではないかと思われる。ただ、經及び經說に關する部分がまったく残っていないから、これはあくまで推測でしかない。

つぎに、この書物がだれによつて書かれたのかという問題である。「近世漢學者著述目錄大成」によると、諸葛歸春に「讀墨子二卷」という著作がある。かれは、下野の人で弘化四年（一八四七）に没しており、非儒篇末尾の「文政辛巳」より二十六年後であるから、時間的には問題はない。ただ今はその「讀墨子二卷」を見ることができないので、この斷定は下せない。しかも「讀××」という書名は、荻生徂徠の「讀荀子」いらい多くつけられたものであるので、書名の一致だけからそう決めるわけにはいかない。この問題はあとで再び検討する。著者に關連することだが、この本の書かれた時期である。非儒篇末尾の「文政辛巳」がそのまま著作時を示しているとみてよいのか、それともたんに書寫した時期を示すのかということである。というのは、A・B本とも、ところどころ一定の間隔をとつてあるが、これが、本を書寫するとき、もとの本のページを示すのにこうするからである。さらにまた、數ヶ所に墨子の本文と注文を混同して書いているが、原本ならばこうしたことは起こるはずのことではなからう。してみると、「讀墨子」の著者、著作時期を單純に「諸葛歸春、文政辛巳」とすることは、ともに疑いが残つてしまうのである。^{註一}

注一　　いうまでもないが、「文政……」という年號は、原本にあつたものをそのまま書寫する、ということも十分ありうる。ただこゝでいたかつたことは、文政と書いてあるからといつて、それをそのまま著作時期である、と認めることはできないということである。

(一)

「讀墨子」は、その書名が示すように墨子の本文に考證を加えたもので、まず問題とされる部分を引き、その部分に関するテキストの異同、注釋を加えるという形をとり、A本では五三七條、B本では三七八條にわたつて問題とする。^{注一}

例えば、親士篇最初の部分を引いて見よう。

(1) 入國而不存其士云云〔入國、如桓公自莒入齊、文公自秦入晉、是也。亦兼自鄙入爲君者、不言爲君、而言入國者、欲見非常也。國上宜補其字、言入國而不存其士、則是亡其國者矣。言見賢而不急、則是緩其君事者矣。緩字對急言之、下緩賢同。〕

入國……云云が墨子の本文で、「……」内が「讀墨子」の文である。(以下これにならう) この例についていうと、まず「入國」ということを問題とし、それが齊の桓公、晉の文公のように國外に亡命していた王が王位につく場合であるという。「國上宜補其字」というのは、省略してある本文の「不存其士則亡國矣……不急則緩其君矣」について、「國」の上にも「其」字を補えというのである。

内容の具體的検討にうつる。まず、著者のよつた底本(すなわち、讀墨子が引く墨子の本文)についてだが、ごくわずかの例外を除いて、秋山玉山の寶曆本墨子とみてよからう。^{注二}でごくわずかの例外といったのは、次のような例である。

- (2) 萬方有罪〔刻本無有字、予本有、爲是〕(兼愛中)
- (3) 且焉有善而不可用者〔善刻本作義、誤、予本作善、此善字難上文卽善矣之善也、故善字爲是。〕(兼愛下)
- (4) 將必皆差論其爪牙之士、比列其舟車之卒伍〔其刻本作某、誤矣。予本不誤〕(非攻下)

右の三例では、引いている本文は寶曆本と一致せず、かえて注釋でのべる刻本というテキストが一致する。なぜこたけ、底本を變えたのであろうか。一つの理由として、寶曆本が明らかに誤っていると認められたので、それを他のテキストで訂正したためこういう表現になってしまったのであろう。叙述としては統一を缺くが、實際の研究する態度としては認めてよからう。

「讀墨子」が校勘に用いているテキストはつぎの五種、すなわち、諸子奇賞、諸子彙函、予本、一本、刻本であるが、刻本は底本である寶曆本のことと思われるから、實際は四種である。諸子奇賞は、五一卷、明の陳仁錫編、諸子を合刻したもので、墨子單獨のテキストではない。諸子彙函は二十六卷、明の歸有光編、これも諸子の合刻で、いずれもテキストとしては信頼のおけるものではない。つぎの予本であるが、この名稱からみて、著者自身のテキストと思われるが、現在のテキストが該當するのかにわかに決めがたい。一本も不明である。「讀墨子」中に、諸子奇賞による校勘が、七十二ヶ所、諸子彙函によって四ヶ所、予本によって四十ヶ所、一本によって五ヶ所、行なわれている。必ずしも多いとはいえないが、それらはいずれも、ただ校されているだけでなく、勘、されてもおり、これには著者のもっている見識の高さがあづかっているようである。その一例をあげよう。

- (5) 三者莫可以爲治法而可〔奇賞無而可二字、是〕(法饒)
- (6) 兼天下之百姓〔奇賞兼下有愛字、是也、兼愛天下之百姓、是、下所謂利人也〕(法饒)
- (7) 以賜其功〔奇賞其作無、是〕(七患)
- (8) 具此而已矣〔具彙函奇賞並作其、是〕(兼愛上)
- (9) 惡施不慈不孝亡〔按彙函奇賞、慈下更有不慈二字〕(兼愛上)
- (10) 意以天下之孝子爲過〔予本過作週、奇賞作偶、並非〕(兼愛下)

注一 ただ、墨子の本文だけを引き、そこになんの考證をも加えていない條があつて、これは何を問題にしたのかわからない。また、

「按」という文字が考證の最後について、表現のしかたが統一されていない條もある。これらをおわせ考えると、この「讀墨子」は未定稿なのかもしれない。

注二 たとえば、「確而不修者」(修身)で確字は、寶曆本と一致、他のテキストは確字につくる。「夏桀染於羊華推咎」(所染)で、羊字は、寶曆本と一致、他のテキストは于字につくる。「唐鞅田不禮」(所染)田字は寶曆本と一致し、他のテキストは佃字につくる。さらに數多く一致するが省略する。

注三 (5)について、于省吾は「法下舊有而可二字、孫詒讓據王說刪、綿眇閣本、子彙本無」という。「讀墨子」と一致。(6)について、孫詒讓は「單云、舊脫愛字、以意增」とのべ、愛字を補っている。(7)について、孫詒讓はすでに無字に改めている。(9)について、吳毓江は不慈の二字を補っている。「諸本脫不慈二字、潛本縣眇閣本陳本並有、今據補」

(三)

つぎに「讀墨子」が引いている諸家の説を検討しよう。名前と思われるものに、「忠謂」、「子迪曰」とがあり、そのほか、「或曰」「一説」「再按」「又按」などがある。

まず「子迪曰」として、次のような説が引かれる。

- (11) 其子此疚於隊〔子迪曰、其子二字、二字宜在隊下〕(七患)
- (12) 聖王之命也多寡之〔子迪曰、此脫誤、不可解〕(三辯)
- (13) 以勞殿賞〔子迪曰、殿當作與、或曰、殿上宜補最字〕(尚賢上)
- (14) 莫不競勸而尙意〔子迪曰、尙意、高尙其志意也、得之〕(尚賢上)
- (15) 則其談謀度速得矣〔子迪曰、談字衍、忠謂上有富貴佚之語、則此亦當與彼同、不必以爲衍字〕(尚同中)
- (16) 不賞使家君試用〔子迪曰、賞字衍〕(尚同下)
- (17) 惡施不慈不孝亡〔按彙函奇賞、慈下更有不慈二字、是也、子迪曰、亡字衍、忠謂、亡平聲、惡施不慈句不慈不孝亡

句〕(兼愛下)

(13)の例は、「子迪曰」を「或曰」の前に引いている。(14)では、「子迪曰」の説に對して「得之」という判斷を下している、

(16)では、そのあとに「忠謂」とつづけて反論を加えている、などの理由から「子迪」が「讀墨子」の著者とは考えられず、著者に先行する學者であらうとみる。

(1)の理解は、墨子閒話に引かれた王引之の説と一致する。(4)について、閒話は、「意」を「惠」の譌字とみなし、「徳を尙ぶ」と理解しているが、それに比べると、この「子迪」の説のほうがはるかに理解しやすく、當を得ていると思う。ちなみに、吳毓江は「尙意、猶言高尚其意志」とほとんど同じ注解を施している。(16)については、王念孫、蘇時學の説、ともに談字を衍字とし、子迪の所論と一致する。(17)については、子迪のように亡を衍字とするのは、ちょっと無理であろう。孫詒讓は「惡施不慈、故不孝不慈亡有」と、圈點の文字を補って脈絡をつけようとする。以上、わずか七條にすぎないが、いずれも注目に値いする考證である。

では「子迪」とは一體だれのことだろうか。私は、それに該當する人として「宇佐美瀧水」(一七〇九—一七七六)を想定したい。かれは、名は惠、字は子迪、瀧水とは出身地にちなんだ號である。上總の人、業を荻生徂徠に受け、復古學派に屬する。かれに墨子に關する著述があつたことは知られていないが、師の學風を繼いでいること、とくに徂徠の「讀荀子」の刊行に力があつたこと、さらにかれの校刊した明和本王注老子二卷につけられた「考」と、前記の「子迪曰……」とは説の立てかたが似かよつてゐること、などの理由から、墨子に關する上述のような考證があつたと想定しても無理はなからう。字が一致すること、學問の態度の二點から見てこゝう推論したい。

つぎに、「一説」として次のような説が引かれている。

- (18) 唯信身而從事(信身者、言賞善罰惡必行諸其身也、一説身當作臣、信猶任也、言能任用其臣也)(尙同下)
- (19) 雖使下愚之人(一説使當作至、以晉誤也)(非攻下)
- (20) 卒進而桂乎闢曰(奇賞桂作柱、是也、一説桂恐誓、誤)(非攻下)
- (21) 其所得者臣將何哉(臣當作今、以晉誤也、一説臣當作吾)(明鬼下)

(22) 若以說觀以〔以當作之、一說觀以當作以觀、按奇賞以作之〕(非命下)

この「一說」も、「一說」といういいかた、(20)の叙述などからみて、「讀墨子」の著者自身の説ではなからう。

(18)の「信身」を「任用其臣」とする理解は、從來ほかに見ない説である。(21)の「臣」は、このままでは讀むことはできない。畢沅はこの字を衍字とし、秋山玉山は、呂Ⅱの誤りではないかとみる。(22)も、このままでは讀めないもので、この説を立てたのであろう。

つぎに「或曰」として引かれているものを検討したい。「或曰」は、それだけで引かれているものと、「忠謂」という説と関連して説かれている項とがあるので、まず「或曰」とだけして引かれているものを検討する。

(23) 此之謂用民〔用民未詳、恐有誤、或曰、用民當作也字、二句是古語、一說此一節論入國得賢士之效也、三子之達名成功、得士民之用也、故曰、此之謂用民〕(親土)

(24) 分議者延延、而支苟者謬謬〔或曰、分議、疑公議、或曰、支議(苟の誤寫か)誤、苟敬字缺邊〕(親土)

(25) 以刑之道曰〔以用也、或曰、以刑呂刑之誤、以古作呂、與呂相似〕(尙同中)

(26) 將使助治亂刑政也〔或曰、刑當作爲〕(尙同下)

(27) 何故以然句則義不同世句〔或曰、然當作也、下同、再按下亦有此語、然字屬下句、然二說皆非也、然則是墨子之言也、但此然則猶言是則也〕(尙同下)

(28) 若人唯使得上之賞〔若人指黨人也、使字宜爲能、之字、或曰宜爲皆、欲下云是以徧若國之人、皆欲得其長上之賞譽、此說不通〕(尙同下)

(29) 今吾將正〔或曰、將正當作行正、並以音誤也〕(兼愛下)

(30) 固據而後興〔或曰、據疑握、非、按中篇作肱然後帶、與此自別〕(兼愛下)

(31) 重有重亦何書之、亦何書有之哉〔上亦何書三字、衍文、或曰〕(明鬼下)

③ 自夫費之〔自當作非、以形誤也、或曰、當作今〕(明鬼下)

③の文は、「太上無敗、其次敗而有以成」につづくのであるが、このままでは意味が通じない。「或曰」がいうように、ただ「用」についてだけ述べたのかもしいない。④「苟」を「敬」の壞字とする説は、墨子閒詁にも見える。⑤寶曆本が「以」字につくり、他のテキストに「呂」に作るものもあるから、この推測は正しいだろう。⑥について、閒詁の引く別本によると「固」を「握」に作るテキストがあつたらしいが「據」を「握」とする説はどこにも見えない。⑦については、畢沅も同説を述べ、閒詁もそれに賛意を示している。⑧については、閒詁は「自」を「且」に改めるべきだとし、舊本にはこの字がなかつたという。

「或曰」が「忠謂」と關連して説かれているというのは、次のような例である。

- ③ 昔文公出：略：桓公去國：略：〔或曰、文公在桓公後、則此句宜易地、忠謂古文不必拘也〕(親士)
- ④ 使人之肱股助已動作〔或曰、肱股當作股肱、忠謂古書自有似倒字者、如荀子妬嫉不苟篇木草勸學堯肥儒效窳枯讒兵：中略：之類、豈必盡改之乎、墨子書亦有處居字尙賢下節用中因陵丘掘穴而處焉、節葬下積委多城郭修〕(尙同中)
- ⑤ 國之道盡此已耶〔或曰、國上脫治字、忠謂下有天下之道盡此已耶之言、由此觀之、不必補治字、可也〕(尙同下)
- ⑥ 皆良句外爲之人句〔或曰、良當作內、忠謂此謂非也、外爲宜爲外內、言左右羽翼之人、皆善人、且外內之人助之、視聽以告善、不善者衆也〕(尙同下)
- ⑦ 當察亂何自起〔或曰、當字衍、忠謂墨子數用當字、以衍、凡如此之類、古書之所以爲古書也〕(兼愛上)
- ⑧ 其不仁義〔或曰、義字衍、忠謂上下文並前作不義、後作不仁、互文也、則此亦宜削仁字〕(非攻上)
- ⑨ 不暴故罰也〔或曰、不字宜從上文作非、忠謂墨子好覆上文而變其字、不必疑有誤可也、下不暴故罰也、非賢固賞也、與此同〕(非命上)
- ⑩ 當若有命者言也〔或曰、若當作非、忠謂非也、言也下脫不可不察也五字、按〕(非命下)

(41) 用誰急遺行遠矣〔或曰、誰疑雖字、忠謂此未詳〕（非偏下）

(42) 言則稱於湯文〔或曰、文當作武、忠謂此□非論革命之事、則揭文王而兼武王也、何必改文字哉〕（非偏下）

(43) は、「肱股」に作るのは竇曆本だけで、他のテキストは「股肱」にしている。古書に「忠謂」のような表現があるとしても、ここは「股肱」に正すべきだろう。(44) は、孫詒讓は「外爲二字疑誤」といい、于省吾は、このままが正しい、とする。「外内」とする説は他にみない。(45) は、孫詒讓は、「嘗」の假借とみる。(46) は、「忠謂」のとおりで、孫詒讓もこの「仁」字を衍字する。(47) 開詁が引く王引之の所説もこれと同じである。(48) について、王念孫は、ここに下文によつて、「不可不强非」の五字を補っている。

右の例を通して、「或曰」は著者の論とは考えにくいこと、「忠謂」というのが、例外なしに「或曰」を改める形で記されていることに氣づくであろう。ここに示した例、及び(49)、(50)などで「子迪」の説を改めてはいても、「忠謂」の所論に關してはなんら補訂する説は示されていない。それらからみて、「忠」という名で呼ばれる人が、この「讀墨子」の著者、あるいはそれにごく近い關係にある人ではなからうか、と推論することが可能のように思える。そして、もしこの推論を正しいとすれば、「忠」とは「字」でなくて「名」のはずだから、「忠」という名をもつ人を探せばいいわけだが、これは、さきの「子迪」の場合とくらべるとはるかに困難なことである。最初にあげた「讀墨子」の著をもつ諸葛歸春は、名は「晃」字を「君韜」というから當らない。それに「忠」という名をもつ學者はかなりの數にのぼるが、墨子の著述をした人の中には、「忠」という名をもつ人はいないのである。ただ、「子迪」が「宇佐美澗水」であり、宇佐美の説をこのように引ける人という、かれに關連をもつ人、すなわち「復古學」の系統に屬する人であり、しかも、この「忠謂」の所論をその系統に屬する人のものと見ることも、必ずしも困難なことではなからう。こういう理由から、「忠圍」という名をもつ、入江南溟、字は子園が、この「忠」に該當するのではないか、と推定する。

かれは、延寶五年（一六七八）あるいは、貞享三年（一六八六）に生まれ、明和二年（一七六五）に八十歳（あるいは八十

八歳)で没している。荻生徂徠に學び、宇佐美より約三十歳年長であるが、長命であつて没年は宇佐美より十年前にすぎず、二人の間に交渉があつたことは十分に考えられる。東條琴臺の「諸藩藏板書目筆記」卷三、津藩造士館の條に「荀子考注」一卷一本、江忠貞撰」とあり、忠貞とは忠胤の誤りかと思われ、この著者に、師の「讀荀子」になぞらえた「讀墨子」なる著述があつたとみること(たとえそれが未定稿であつたとしても)は必ずしも荒唐なことではなからう。

四

ここで、秋山玉山の校注との關係についてふれておく必要がある。秋山玉山(一六九八一—一七六三)は肥後の人、名は儀、字は子羽、服部南郭に學び、南郭は徂徠に師事していたから、徂徠の墨子の校注を玉山がとつて記したともいわれる。^{註一}すでに述べたように、かれが墨子全書六卷を刊行したのは、寶曆七年(一七五七)のことで、わが國における墨子書の最初の刊行であり、その校注は、畢沅が校定注解を施して刊行した經訓堂墨子より早かつた。于省吾の「墨子新證」吳毓江の「墨子校注」などいづれも玉山の校注をとつており、それがもつ價值がわかるだらう。玉山の校注についての検討は機會を改めるとして、いまは、「讀墨子」との關連についてだけのべよう。というのは、「讀墨子」の底本が玉山の墨子全書であろうと想定したが、してみれば、「讀墨子」の中にも當然のことながら、玉山の校注は引かれているはずだからである。事實そのとおりで、かなりの條にわたつて一致しているから、これらはいずれも玉山の說を引いたとみるのが妥當であらう。^{註二}一例をあげる。

(43) 莫不牒羊豢犬豬〔羊上補牛字、爲是〕

玉山校曰、牒下疑脫牛字。(法儀)

(44) 古者王公大人〔古作今、爲是〕

玉山校曰、古當作今。(尚賢上)

(45) 闕其〔其下補門字、爲是〕

玉山校曰、其下疑脫門字。(尙賢上)

(46) 此謂事能〔事疑使、此說可從〕

玉山校曰、事疑使。(尙賢中)

(47) 則以不得善人而賞之〔以字衍〕

玉山校曰、以衍。(尙同下)

(48) 情欲譽之審〔譽上脫毀〕

玉山校曰、譽上疑脫毀字。(非攻中)

これら校注のもつ意義についての検討は省略するが、例からわかるとおり、著者は玉山の校注と一致するあとに「爲是」とか「此說可從」とかいつているから、玉山の説を引いたものと見るのが妥當であろう。つぎの例では、

(49) 則以此人不知白黑之辯〔不上加爲字看、下有爲字〕

玉山校曰、以上脫必、人下脫爲。(非攻上)

(50) 有勇之推侈〔下勇下有有力字、此蓋脫文〕

玉山校曰、按下文勇下脫力、之下脫下。(明鬼下)

などでは、玉山の校注が、二ヶ所を問題にするのに、「讀墨子」は一ヶ所しか問題にしない。また、つぎの例では、

(51) 尙賢事能〔事當作使〕

玉山校曰、事疑使。(尙賢上)

(52) 國衆必亂〔衆當作家、以刊誤也〕

玉山校曰、衆疑家。(尙同下)

(53) 是以善言之〔此下脫以不善言之五字、下作見善者言之、見不善者言之、可以徵〕

玉山校曰、一本有不善言之四字。(尙同下)

などのように、玉山の校注を發展させており、たんにそのまま引いているのではない。以上、玉山として名前は示されていないが、その校注と「讀墨子」とは密接な關連をもっていることがわかると思う。

注一 牧野謙次郎、漢籍國字解十七卷、墨子國字解、五四ページ参照。

注二 もし玉山の校注に徂徠の説がとられているとするならば、この「讀墨子」は復古學派の人の説を集めたものと思われるから、その中のあるものは、玉山の説ではなくて徂徠の説なのかもしれない。しかし、いまはそれを知る手懸かりはない。

(五)

殘りの紙幅で、「讀墨子」の注目すべき説をいくつか示して検討を加えよう。

54 素食而分處「素食當作索、索求也」(辭過)

「素食」について、閒詁は、「食草木」すなわち、「蔬食」であるとする。だが「讀墨子」のように「求食」ととったほうが理解しやすいのではなからうか。李笠も「素食當作索」といつている。

55 胡不察尙賢政之本也「政上藏爲字」(尙賢中)

ここは、讀墨子ののべるように、當然「爲」を補うべきであろう。孫詒讓も「政上、舊本脫爲字、王據上文補」という。

56 爲善者可而勸也云云「二而字、讀爲以、按呂氏春秋功名篇、故當今之世、有仁人在焉、不可而不此務、有賢主、不可而不此事、與此正同、下、上可而利天、中可而利鬼、下可而利人」(尙賢下)

右の「可而」を「可以」とする説は、孫詒讓引く王説と一致する。それによると、「王云、可而猶可以也、下文曰、上可而利天、中可而利鬼、下可而利民、與此文同一例、案王說是也」とある。

57 尙同義其上「宜作尙同其義、或曰、義字衍、下有是以皆比周隱匿而莫肯尙同其上之語」(尙同中)

このままでは讀むことができない。李笠は「尙同而義其上」とし、陶鴻慶は「同義其上」とし、于省吾は「尙同其上」

とそれぞれ改めているが、この「讀墨子」の理解も参考となりうるであろう。

60 當若尙同之不可不察〔之下脱爲說二字、按尙賢篇末云、故尙賢之爲說、而不可不察此者也、再按、下篇末云、故當上同之說、而不可不察、然則此脱一說字〕（尙同中）

「讀墨子」の説くように、「爲說」を補うべきであろう。畢竟、兪越、孫詒讓も同説をのべる。

69 是故天下之欲同一天下之義也〔此有脱誤、今削下之二字、可也〕（尙同下）

このままでは意味が通じない。上下の文からみて、欲同……の主語は「天」であるべきだから、「讀墨子」の所論は正しいと思う。

60 其以尙同爲政善也〔善字衍〕（尙同下）

「善」を衍字とする説はほかにはみないが、参考とするに價いしよう。

61 崇此害〔崇疑察〕（兼愛中）

このままでは讀めない。上・下篇の表現から見ても「察」に改めるべきであろう。

62 子墨子曰、然乃若兼則善矣〔子墨子三字衍、然乃猶然則也、此是難下子墨子言曰云云、是解〕（兼愛中）

ここも所論のとおりで、ここが子墨子の説では、下文に續かない。子墨子の三字を衍文と見なすか、または、孫詒讓ものべるように、この三字を「君子」の二字に改めるべきであろう。

63 又與爲人君者之不惠也〔與字管倒下四句、爲人二字似衍〕（兼愛下）

64 曰即善矣〔即上疑脱兼字〕（兼愛下）

上下の文から「善矣」という判断が、兼について下されていることはわかるが、もし「讀墨子」のいうとおり「曰、兼即善矣」とすれば意味はより明らかとなろう。吳毓江は「各本無兼字、今依曹校増」という。

65 孝子之爲親度者吾不識〔吾上七字衍文、宜刪〕（兼愛下）

この七字が、下でそのままくりかえされるから、衍文と見るのであろう。ほかに衍文説はみない。

66) 儀怪不與昔聚群〔昔當作畜、以形誤也、聚驟獸同音〕(明鬼下)

「昔」について、畢沅に「昔之言夕、王逸注楚詞曰、昔夜、詩曰、樂酒今昔不聚群、言別群也」とあるが、「讀墨子」のような説はほかにみない。

67) 多聚升粟不足〔疑不足上脫是故升粟四字〕(非樂上)

この文の上に「即必不能蚤出暮入、耕稼樹藝」とあってこの文に續く。農夫が音楽をたのしんで農耕に務めなくなる、という一條だが、これでは意味は通じがたい。「讀墨子」の説くように「不足」の上に四字を補って、「不足」を「是故升粟」についての判断と見るべきであろう。孫詒讓の「多聚叔粟、叔舊本作升、今據王校正、又舊本脫是故叔粟四字、王據上下文補」というのと一致する。

68) 或以命爲亡〔亡當作有〕(非命中)

このままでは、下文の「我所以知命之有與亡者……」と意味がつかない。孫詒讓が、ここに「盧云、此下常有或以命爲有五字」として五字を補おうとしたのも一理ある。ここは、孫説に従うか「讀墨子」のように「亡」を「有」と改めるべきであろう。

69) 服古言〔服上脫古字、下文可徵也、又按孝經、又孟子曰、子服堯之服、誦堯之言……此皆所謂古服古言也……〕(非備下)

ここでは、「服」「言」をいずれも「古服」「古言」と改めるべきであるといったのである。王念孫は「古言服」とし、兪樾は「讀墨子」と同じように「古服古言」に改めるようおべている。

まとめ

以上の検討を通してつぎのようなことを知ることができた。「讀墨子」と名づけられて残っている、A・B兩本は、元來そういう書名の本があつて、その一部分がそれぞれ離れ本として傳つた。内容は、墨子の異本の校勘と本文考證で未

定稿であつたのかもしれない。内容からみて、復古學派に屬する人の墨子考證を集めたいこと、中でも、秋山玉山の寶曆本墨子の欄外校記と宇佐美瀧水の墨子説については、その影響をはつきり認めることができる。著者は不明だが「忠謂」を手懸りとして著者に入江南溟を想定しうること、などである。今までまったく知られていなかった復古學派の墨子學説を知ることによって、日本における墨子研究史の一側面が明らかになるとともに、その考證のいくつかは、現在でもいぜんとして參考するに價いするとおもう。

注一 考證が、清儒の説と暗合するところが多いため、あるいは、清儒の説を引いたと見られるかもしれないが、畢沅を除くほかは年代的にみてそういうことはありえないと思う。また、畢沅の説と讀墨子の考證とはほとんど關連を認められない。

(日中學院講師)